

**令和6年度「あおもり米」消費宣伝プロモーション業務
企画提案競技実施要領**

1 目的

この要領は、令和6年度「あおもり米」消費宣伝プロモーション業務委託に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

- (1) 業務名 令和6年度「あおもり米」消費宣伝プロモーション業務
- (2) 仕様書 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで
- (4) 委託料 25,199,000円（消費税込み）以内
※ 委託料には、委託業務に係る全ての経費を含む。

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 国内に営業拠点を有する団体であること。
- (2) 事業目的の達成及び事業の遂行に必要な経営基盤を有し、組織運営のための定款、規約等が定められており、事業の実施を見込める団体であること。
- (3) 特定の宗教活動や政治活動を実施していないこと。
- (4) 暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体でないこと。
- (5) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（令和3年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

4 企画提案競技実施の公示方法

青森県庁ウェブサイトにより公示

5 スケジュール

- (1) 公示 令和6年4月12日（金）
- (2) 質問受付期限 令和6年4月19日（金）17時（必着）
- (3) 質問に対する回答 令和6年4月26日（金）
- (4) 参加申込書提出期限 令和6年5月2日（木）17時（必着）
- (5) 企画提案書提出期限 令和6年5月9日（木）17時（必着）
- (6) プレゼンテーション及び審査会 令和6年5月15日（水）
- (7) 審査結果の通知 令和6年5月16日（木）
- (8) 委託候補先との打合せ、契約締結 令和6年5月下旬以降

6 企画提案競技の方法について

(1) 質問

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙様式1）を提出すること。

ア 提出先

下記9を参照

イ 提出期限

令和6年4月19日（金）17時（必着）

ウ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

エ 質問に対する回答

質問内容及び回答は、令和6年4月26日（金）までに、県ウェブサイト公開する。ただし、質問内容が軽微な場合や、質問者の提案内容に密接にかかわる場合等においては、質問者に対して個別に回答することがある。

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙様式2）を提出すること。

ア 提出先

下記9を参照

イ 提出期限

令和6年5月2日（木）17時（必着）

ウ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、提出者は到着確認を行うこと。）

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書【原本1部、コピー6部】

(ア) 仕上がりをA4サイズとする。縦使い・横使いは問わない。

(イ) 記載が必要な事項は以下のとおりとする。

a 企画案

あおり米（「青天の霹靂」、「はれわたり」）の全国における認知度向上と消費拡大を図るため、業務仕様書3を踏まえた、県内事業者と協働した総合的なプロモーションを提案すること。

なお、提案内容について不明点があった際、こちらから問い合わせをすることがある。

b 実施体制

- ・ 業務を実施するための体制（社内及び連携する全ての会社、個人を含む）
- ・ スタッフ全員のプロフィール

c 事業実施スケジュール

d 実績

過去5年間に受託した同種又は類似の業務実績（官民間わない）

e その他特記事項

イ 経費見積書【原本1部、コピー6部】

消費税を含めた金額で見積もること。

ウ 提出先

下記9を参照

エ 提出期限

令和6年5月9日（木）17時（必着）

オ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

カ 留意事項

- ・ 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。
- ・ 提案内容について不明点があった際、こちらから問い合わせをすることがある。

(4) プレゼンテーション

- ・ 日 時：令和6年5月15日（水）

具体的な時間については、参加者に別途連絡する。

- ・ 場 所：参加者に別途連絡する。

- ・ 実施方法：審査会でのプレゼンテーション方式

① 各社の審査順は、企画提案競技参加申込書の提出順とする。

② プレゼンテーションは、1社当たり、説明20分、質疑10分とする。

(5) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

ア 内容構成力

- ・ 事業の趣旨や目的等を十分に踏まえ、業務目的が達成される企画となっているか。
- ・ 業務の遂行に必要な関係機関との連携・調整が十分配慮された提案か。
- ・ 計画的な業務スケジュールとなっているか。

イ 運営体制

- ・ 青森県内の事業者と協働した運営体制となっているか。
- ・ 業務を安定的に実施する上で必要な人材や体制が確保されているか。

ウ 経済性

提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。

エ 実績

本業務を受託するに相応しい、同程度の業務実績や熟練度があるか。

(6) 受託候補者の選定

審査会において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1社を受託候補者として選定する。なお、提案者が1社の場合、提案者の得点6割に達したときは、受託候補者として選定する。

(7) 審査の通知

令和6年5月16日(木)に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 参加資格の欠格

当該手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。また、欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

イ 提案書を期限までに提出しないとき

ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

オ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

カ アからオに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) その他

受託候補者の選定に関する経緯等の質問には一切応じない。

7 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等について協議し、合意に達したときは、受託候補者から見積を徴し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

8 その他

(1) 企画提案競技に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画提案書などの提出資料は返却しない。

(2) 提出期限までに企画提案書が届かなかった場合は、いかなる理由をもっても企画提案競技に参加できない。

(3) 企画提案書の差替及び再提出、記載内容の変更は原則として認めない。

(4) 提案数は、1社1案とする。

9 問い合わせ先、参加申込書・質問・企画提案書の提出先

〒030-8570

青森市長島一丁目1-1

青森県観光交流推進部県産品販売・輸出促進課 宣伝・販売グループ

電話 017-734-9607 (直通)

FAX 017-734-8119

メール kensanhin@pref.aomori.lg.jp

(様式2)

令和6年度「あおり米」消費宣伝プロモーション業務 企画提案競技参加申込書

令和 年 月 日

青森県 観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課長 殿

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____

記

令和6年度「あおり米」消費宣伝プロモーション業務に関する業務委託の内容を了承し、企画提案競技に参加します。

担当者名 _____

電 話 _____

F A X _____

メ ー ル _____

令和6年度「あおもり米」消費宣伝プロモーション業務仕様書

1 目的

あおもり米（青天の霹靂、「はれわたり」）の全国における認知度向上と消費拡大を図るため、店頭やウェブサイト・SNS等で情報発信するプロモーション活動を展開し、青森県民に愛され、全国の消費者に選んでもらえるあおもり米を目指すものである。

【プロモーションにおける各品種の位置付け（イメージ）】

名称	位置付け（イメージ）
青天の霹靂	・あおもり米全体の知名度・イメージ向上をけん引する、あおもり米のエース ・品質徹底管理と希少性を強みとした高級ブランド米
はれわたり	・これまでの県産米にはない食味の特徴（柔らかさ・強い粘り）を持つ新たなあおもり米 ・本県が美味しい米の産地であることを強くPRできる「青天の霹靂」に次ぐ良食味米

2 委託業務名

令和6年度「あおもり米」消費宣伝プロモーション業務

3 業務概要

(1) 共通項目

- ・本業務の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。
- ・受託者は、委託者と綿密に連絡調整を行いながら業務を実施するとともに、業務に支障が出ないよう必要な人数を配置すること。
- ・独自に提案した企画については、委託者と相談の上、誠実に実施すること。

(2) 「あおもり米」プロモーション動画の制作

- ・あおもり米をPRするためのプロモーション動画を制作すること。
- ・プロモーション動画は、「青天の霹靂」及び「はれわたり」それぞれをメインとした動画（2種類）を制作することとし、各品種の位置付け（イメージ）を反映すること。なお、「青天の霹靂」は市場デビューから10周年を迎えるため、次の10年に向けた希望を感じさせる内容とすること。
- ・プロモーション動画は、店頭のほか多様なメディアで使用することを想定し、映像解析度 FullHD（1920×1080）程度、時間は15秒～30秒で制作すること。
- ・制作したプロモーション動画は、デジタルデータ（mov、mp4等）とし、電子記録媒体（DVD、USBメモリ等）で令和6年9月13日（金）までに1部納品すること。なお、走査線の表示方式については別途協議すること。また、走査線の表示方式以外の映像規格についても、変更を指示することがある。

(3) ウェブサイト・SNSを活用した情報発信及び販促キャンペーンの運営

- ・ 青森県が開設している「はれわたり」ウェブサイトやFacebook、Instagramを活用したプロモーション活動を実施すること。
- ・ 本業務の主要なターゲットは20～40歳代とし、ターゲット層が興味・関心を持つ投稿記事を作成するほか、購買につながる販促キャンペーン等を企画・運営すること。
- ・ SNSへの投稿記事は、受託者が委託者と企画会議等を行い、受託者が作成すること。また、イベントやプロモーション告知だけでなく、投稿数の多いハッシュタグを調査するなど、多くの閲覧が見込めるような内容にすること。
- ・ 投稿は、令和6年9月から令和7年2月までに、月3回程度とし、ターゲット層のより多くの方が閲覧しやすい曜日や時間帯に行うこと。なお、投稿する時は、委託者の承認を得ること。
- ・ 随時、フォロワー数やエンゲージメント数を増やすための工夫をすること。
- ・ 受託者は、投稿記事の月次報告を行うこととし、投稿内容に関する報告のほか、フォロワーの属性やインプレッション数、リーチ数、エンゲージメント数等を分析し、投稿による効果を検証すること。
- ・ 販促キャンペーンは、受託者が委託者と企画会議等を行い、受託者が企画すること。なお、青森県内の米関係団体等と連携した企画内容とすること。
- ・ 販促キャンペーンに使用するノベルティグッズ等は、受託者が委託者と協議のうえ製作すること。

(4) あおもり米をPRする販促資材の制作

- ・ 「青天の霹靂」及び「はれわたり」それぞれをメインビジュアルとしたポスター（各1種類）をデザインし、B2サイズで印刷・裁断、納品すること。なお、部数は「青天の霹靂」、「はれわたり」ともに1,000部とし、令和6年9月25日（水）までに納品すること。
- ・ デザインはデジタルデータ（ai形式等）で制作・保存し、電子記録媒体（DVD、USBメモリ等）に格納して1部納品すること。この時、汎用的に閲覧できる कंपデータ（PDF形式等）を添えること。
- ・ 上記のほか、当該デザインを実際に製作する場合の仕様詳細に関する情報を記載した資料を1部添付すること。

(5) 活動計画及び業務報告書の作成

委託者と受託者が協議の上、次のように活動計画書及び業務報告書（提出部数：正副2部）を作成し、併せて電子記録媒体（DVD等）を提出すること。

① 年度当初（契約直後）

委託者と協議の上、年間活動計画書を作成・提出する。

② 中間期

11月末までの実績について、令和6年12月18日（水）までに提出する。

③ 年度末

最終的な実績報告を、令和7年3月21日（金）までに提出する。

4 委託業務の条件

(1) 経費

本業務に係る全ての経費は、契約金額に含むものとする。

(2) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から委託者に移転することとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、青森県個人情報の保護に関する条例（令和5年3月青森県条例第3号）、知事が取り扱う個人情報の保護等に関する事務取扱要綱（令和6年3月29日改正）を遵守しなければならない。

(6) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(9) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の加工を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

5 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

6 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。